

## 大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大船渡都市計画大船渡駅周辺地区地区計画の「区域の整備、開発及び保全の方針」に基づく「建築行為等に先立ち市と協議する制度(事前協議制度)」に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 この要領に定める事務は、災害復興局大船渡駅周辺整備室が所管する。

(協議の申出)

第3条 建築行為等に先立ち市長と協議を行おうとする者(以下「申出者」という。)がある場合は、大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)に、次に掲げる書類2部を添えて、可能な限り行為着手までの期間を確保して申出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図 (S = 1/200以上)
- (3) 配置図 (S = 1/200以上)
- (4) 立面図 (2面以上、S = 1/100以上)
- (5) 構造図
- (6) 景観チェックリスト
- (7) 現況写真
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(申出書の受付)

第4条 市長は、第3条第1項に規定する形式上の要件を満たしている場合は、当該申出書を受付けるものとする。ただし、当該申出書に書類の添付漏れ又は記載漏れがあった場合は、申出者に対して速やかに補正等を求めるものとする。

(確認、指導及び助言)

第5条 市長は、申出書及び書類(以下「申出書等」という。)を受付けたときは、当該申出書等の内容について、大船渡駅周辺地区景観づくりガイドライン、景観チェックリスト等に基づき確認するとともに、建築行為等の敷地の現状及び周辺の状況等を把握するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、申出者に対し必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

(協議結果の通知)

第6条 市長は、事前協議が終了したと認める場合には、申出者に対し大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。

大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議申出書

平成 年 月 日

大船渡市長 様

建築行為等 を行おうと する者 (委任者)	住所（所在地）：	
	氏名（名称及び代表者氏名）：	Ⓜ
	(担当者）	）
	(電話番号）	）
設計者 (受任者)	住所（所在地）：	
	氏名（名称及び代表者氏名）：	Ⓜ
	(担当者）	）
	(電話番号）	）

大船渡駅周辺地区地区計画に基づき、関係書類を添えて、次のとおり協議を申出ます。  
 なお、当該協議及びその一切の手続きは、建築行為等を行おうとする者から設計者に委任します。

対象敷地	大船渡市大船渡町字							
	地区	<input type="checkbox"/> A-1	<input type="checkbox"/> A-2	<input type="checkbox"/> B-1	<input type="checkbox"/> B-2			
建築期間	着手予定日	年	月	日	～完了予定日	年	月	日
種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 屋外広告物							
添付書類 (各2部)			明示事項					
	<input type="checkbox"/> 付近見取図	・行為の対象となる建築物の位置						
	<input type="checkbox"/> 平面図 S = 1/200 以上	・方位、間取り及び用途（住宅内の間取りは不要）						
	<input type="checkbox"/> 配置図 S = 1/200 以上	・縮尺、方位、敷地の形状、寸法及び敷地境界線 ・建築物等（※）、自動車等駐車場の位置 ・生垣、透視可能なフェンス、腰積み等の位置及び長さ ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高、本数、緑被率 ・照明の位置、色、ケルビン数及び個数						
	<input type="checkbox"/> 立面図（2面以上） S = 1/100 以上	・縮尺、構造及び主要部材の材料の種別 ・建築物等（※）の色彩のマンセル値（図面への着色も要す） ・建築物等（※）に対する照明範囲						
	<input type="checkbox"/> 構造図	・垣又はさくの構造（生垣、透視可能なフェンス、腰積み等）						
	<input type="checkbox"/> 景観チェックリスト	・「大船渡駅周辺地区景観づくりガイドライン」の基準との照合状況						
	<input type="checkbox"/> 現況写真	・建築予定場所と敷地全体の状況がわかるもの（2方向以上） ・敷地に接する道路等公共空間の状況写真（2方向以上）						

※建築物等とは、建築基準法に基づく建築確認又は計画通知が必要となる建築物又は工作物並びに岩手県屋外広告物条例に基づく許可が必要となる屋外広告物をいう。

大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議結果通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

大船渡市長

印

年 月 日付けで申出のあった建築物・工作物・屋外広告物に係る景観事前協議を行った結果について、下記のとおり通知します。

記

1 対象敷地及び種類

対象	大船渡市大船渡町字				
敷地	地区	<input type="checkbox"/> A-1	<input type="checkbox"/> A-2	<input type="checkbox"/> B-1	<input type="checkbox"/> B-2
種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 屋外広告物				

2 協議の結果

申出のとおり形態・色彩・意匠等としてください。

形態・色彩・意匠等について、以下を踏まえて可能な限り再検討してください。

担 当 :
電 話 :
F A X :
メー ル :